

良好な景観の形成の状況及び良好な景観の形成に関する施策についての報告（概要）

都市計画課

この報告は、山口県景観条例第6条の規定による年次報告として、本県の景観形成の状況並びに令和6年度及び令和7年度の景観形成に関する施策について記述したものであり、その要旨については、以下1～5のとおり。

1 景観形成の現状

- 本県の現状と課題について掲載するとともに、景観形成に関する推進体制及び、市町の取組状況等を掲載

《景観形成に関する推進体制》

- (1) 山口県景観形成推進協議会

- ・ 施策の実施、情報交換に関する事務を横断的に取り組むことを目的に設置しており、庁内関係課36課により構成

- (2) 山口県景観形成市町連絡会議

- ・ 景観形成に関する施策の研究、知識の普及啓発について、市町の景観担当部局と緊密な連携を図ることを目的に設置

《市町の取組状況》

- ・ 県内全市町が景観行政団体に移行し、このうち11市が景観計画を策定し、地域の特色を生かした施策を推進

2 山口県における景観形成の施策の方向性

- 良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「山口県景観形成基本方針」として、景観形成の目標、施策に関する基本的事項、施策の実施に関する重要事項を掲載

3 令和6年度における景観形成関連施策（実績）

- 景観形成関連主要事業の実施結果

施策に関する基本的事項	令和6年度 実績	
	事業数	決算額（百万円）
(1) 地域の美しい景観に対する関心づくり	8	152
(2) 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり	8	321
(3) 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり	10	2,431
(4) 個性豊かな地域景観づくり	1	68
(5) 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり	10	7,844
合計	37	10,817

○ 景観形成の推進に向けた取組状況

《山口県景観アドバイザー登録制度》

- ・良好な景観の保全、創出、活用について助言を行う者を山口県景観アドバイザーに登録し派遣（２回）

《山口県景観サポーター制度》

- ・景観に興味を持ち、景観形成を実践する者に情報提供（３回）

《景観学習》

- ・児童に景観に関する学習機会を提供するため、小学校に山口県景観アドバイザー及び県職員を派遣し学習プログラムを実施（１校）

4 令和７年度における景観形成関連施策（計画）

○ 景観形成関連主要事業の実施計画

施策に関する基本的事項	令和７年度 計画	
	事業数	予算額（百万円）
（１）地域の美しい景観に対する関心づくり	9	2 2 8
（２）景観を感じる人づくり・ネットワークづくり	8	6 6 8
（３）生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり	8	2, 6 1 3
（４）個性豊かな地域景観づくり	1	6 3
（５）良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり	9	8, 8 8 2
合計	3 5	1 2, 4 5 3

5 資料編

- 山口県景観条例
- 景観形成関連要綱 他